

## 公印の作製、使用等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
議会事務局 総務課	<p>大阪府議会では、昭和47年から「大阪府議会議員証」を改選期ごとに作成し、議員に交付している。</p> <p>平成27年4月30日付けの第18期議員に交付した同議員証は、「大阪府議会公印規程」では方27ミリメートルの議長の印しかないにもかかわらず、同規程に規定されていない寸法（方15ミリメートル）の大阪府議会議長印が印刷されたものとなっていた。</p> <p>また、同規程には印影印刷ができる旨の規定もなく、取扱いに関する基準もなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>大阪府議会公印規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪府議会において使用する公印の作製、管守及び使用に関し必要な条項を定めるものとする。 (公印の名称、寸法等)</p> <p>第2条 次の表のとおり、公印を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>寸法（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の印</td> <td>方45</td> </tr> <tr> <td>議長の印</td> <td>方27</td> </tr> <tr> <td>副議長の印</td> <td>方27</td> </tr> <tr> <td>事務局の印</td> <td>方35</td> </tr> <tr> <td>事務局長の印</td> <td>方23</td> </tr> <tr> <td>課（室）の印</td> <td>方30</td> </tr> <tr> <td>課（室）長の印</td> <td>方21</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※（参考） 大阪府公印規程第13条で公印の印影の印刷等が規定されており、別途、承認基準において詳細が定められている。また、留意点についても示されている。</p>	名称	寸法（ミリメートル）	議会の印	方45	議長の印	方27	副議長の印	方27	事務局の印	方35	事務局長の印	方23	課（室）の印	方30	課（室）長の印	方21	<p>大阪府議会議長印の方15ミリメートルの印が必要であれば、大阪府議会公印規程に規定するべきであり、また、公印の印影印刷について規定を定めるべきである。</p> <p>今後、公印の作製、使用等に関し適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>議員証に用いる方15ミリメートルの「大阪府議会議長の縮小印」を新調するとともに、大阪府議会公印規程の一部を改正し、府議会に置く公印に「議長の縮小印」を追加及び公印の印影印刷に関する規定を定めた。（平成28年7月24日施行）。</p>
名称	寸法（ミリメートル）																		
議会の印	方45																		
議長の印	方27																		
副議長の印	方27																		
事務局の印	方35																		
事務局長の印	方23																		
課（室）の印	方30																		
課（室）長の印	方21																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）